

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市青少年宇宙科学館の利用制限等
根拠条例・規則名		さいたま市青少年宇宙科学館条例
条 項		第 9 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習部 青少年宇宙科学館 (電話：048-881-1515)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、科学館の管理上特に必要があるとき。</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		